

※このお知らせは周知のため新一年生全世帯に配布しています。

沖縄県高等学校等奨学のための給付金（新入生用）

～一部前倒し給付を希望される方向け～

意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯を対象に、平成 26 年度から「沖縄県高等学校等奨学のための給付金制度」が始まっています。

通常の申請時期は 7 月ですが、新入生は入学時の負担が大きいことから、希望する新入生の保護者等に対しては、前倒しで一部(4～6 月分)給付申請を行うことができます。

＜一部給付の支給要件＞

4 月 1 日時点において、次の要件をすべて満たしている方が対象となります。

- (1) 保護者等(親権者)の道府県民税及び市町村民税所得額が非課税または生活保護受給世帯
- (2) 保護者等(親権者)が、沖縄県内に在住している
- (3) 生徒が、高等学校等就学支援金の支給対象校に在学している
- (4) 生徒が、平成 26 年 4 月 1 日以降に、高等学校等に入学している
- (5) 児童福祉法による児童入所施設措置費(見学旅費又は特別育成費(母子生活支援施設の高校生等を除く))の支弁対象ではない



納税義務者		住所	
氏名		〒	
氏名	住所	所得割	均等割
所得割	均等割	計	市県民税計
市民税額	0円	3,500円	3,500円
県民税額	0円	1,500円	1,500円
			5,000円

保護者分の課税証明書が必要です。
所得割が 0 円になっているかをご確認ください

○支給額（返還の必要はありません） ※国公立高校の場合

世帯状況		4～6 月分	7～3 月分	合計額
生活保護受給世帯(生業扶助受給世帯)		8,000 円	24,300 円	32,300 円
非課税世帯	通信制課程以外の課程に在籍する第 1 子	21,000 円	63,000 円	84,000 円
	通信制課程以外の課程に在籍する第 2 子以降 ※ 15 歳以上 23 歳未満の兄弟姉妹がいる場合	21,000 円	108,700 円	129,700 円
	通信制・専攻科課程に在籍	9,000 円	27,500 円	36,500 円

※ 7～3 月分は、7 月以降の申請により振り込みます。

(再申請が必要。6 月 1 日以降に発行される令和 2 年度課税証明書の提出が必要です。)

○提出書類(ご連絡があった場合に事務室にて配布いたします)

- ①高校生等奨学給付金受給申請書(様式1)
- ②令和元年度(平成31年度)課税証明書又は生活保護受給証明書(様式2)
- ③債権者登録申請書(別添様式)
- ④振込口座の通帳の写し
- ⑤委任状(給付金の代理受領等を委任する場合のみ)(様式7)
- ⑥同意書(就学支援制度の関係書類を利用することについて同意した場合)

○提出期限

令和2年6月4日(木)まで

○問い合わせ先

事務室 担当者 喜納 TEL:098-973-1213

※ 必ずしも今回申請しなければいけないわけではありません。

希望される方は担当者までご連絡ください。

**※ 合計額の一括の振り込みをご希望の場合は、7月以降に申請を行ってください。
時期につきましては、追ってご案内いたします。**